

労働者を休業させるときは休業手当の支払いが必要です

新型コロナウイルス感染に関連して、事業の休止などを余儀なくされた場合であっても、労使がよく話し合っ、休業中の水準、休業日や休業時間の設定等について、労働者の不利益を回避する努力をお願いします。

「雇用調整助成金」が拡充されましたので、ご利用ください。

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、支給要件等の特例措置を講じています。

詳細は、岩手労働局職業対策課分室助成金相談コーナー（019-606-3285）もしくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

労働基準法第26条では・・・

「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない。」と定めており、この規定により、事業主は会社都合で労働者を休業させる場合「休業手当」の支払いが義務付けられています。

使用者の責に帰すべき事由による休業とは・・・

一般的には「会社都合」で休ませる場合で、事業主の故意や過失だけでなく、経営上や管理上の要因に起因するものを含むと解されています。一方、天災事変のような不可抗力によるもの、近年では東日本大震災や計画停電のような場合は、経営者が最大の努力を尽くしたが企業努力だけでは回避できないような場合は休業手当の支払い義務は生じないとされています。

不可抗力による休業の場合とは・・・

不可抗力による休業と言えるためには、①その原因が事業の外部により発生した事故であること、②事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故であること、という要素をいずれも満たす必要があります「新型コロナウイルス感染症の影響」だけを理由にして一律に休業手当の支払い義務がなくなるものではありません。

①に該当するものとしては、例えば、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言や要請などが挙げられます。

②に該当するには、使用者として休業を回避するための具体的努力を最大限尽くしていると言える必要があります。例えば、

・自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分に検討しているか

・労働者に他に就かせることができる業務があるにもかかわらず休業させていないかといった事情から個別具体的に判断されます。

新型コロナウイルス感染症に係る休業手当等の詳細については、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」をご参照ください。



平均賃金の計算方法について

【原則】

算定すべき事由の発生した日（※1）の前日の直前の賃金締切日から遡って3か月間（※3）にその労働者に対して支払われた賃金の総額（※2）を、その期間の総日数（暦日）（※4）で割った金額

$$\begin{array}{c} \text{3か月間の賃金総額} \\ \boxed{} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{3か月間の暦日数} \\ \boxed{} \end{array} = \begin{array}{c} \text{(銭未満切捨)} \\ \boxed{} \end{array} \dots \textcircled{1}$$

（※1）算定すべき事由の発生した日
休業手当の場合は、休業日（2日以上期間にわたる場合は、その最初の日）

（※2）賃金の総額から除外されるもの
(1) 臨時に支払われた賃金、(2) 3か月を超える期間ごとに支払われる賃金
(3) 通貨以外のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないもの

（※3）雇入後3か月に満たない場合
雇入後の期間とその期間中の賃金で計算する

（※4）算定期間から控除する期間及び賃金の総額
(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間
(2) 産前産後の休業期間
(3) 使用者の責めに帰すべき事由による休業期間
(4) 育児休業および介護休業期間
(5) 試みの使用期間

【最低保障額】 日給制、時間給制、出来高払制の場合（※5）

賃金の総額を労働した日数で割った金額の100分の60

$$\begin{array}{c} \text{3か月間の賃金総額} \\ \boxed{} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{3か月間の労働日数} \\ \boxed{} \end{array} \times 0.6 = \begin{array}{c} \text{(銭未満切捨)} \\ \boxed{} \end{array} \dots \textcircled{2}$$

（※5）賃金の一部が月給制、週給制の場合
月給・週給部分の総額をその期間の総日数（暦日）で割った金額と、上記②との合算額

$$\begin{array}{c} \text{3か月間の月給・週給の総額} \\ \boxed{} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{3か月間の暦日数} \\ \boxed{} \end{array} + \textcircled{2} = \begin{array}{c} \text{(銭未満切捨)} \\ \boxed{} \end{array} \dots \textcircled{3}$$

【休業手当の計算方法】

$$\textcircled{1} \text{と} \textcircled{2} \text{ (} \textcircled{3} \text{) を比較して大きい金額} \times \begin{array}{c} \text{休業日数} \\ \boxed{} \end{array} \times 0.6 = \begin{array}{c} \text{(円未満四捨五入)} \\ \boxed{} \end{array}$$